

生活保護法第63条に基づく費用返還について

この度、あなたに年金受給資格があることを確認しました。年金裁定手続きの結果、年金を遡及して受給することとなった場合は、遡及分の年金につきましては生活保護法第63条の費用返還義務に基づき保護費を返還していただきますので、年金受給に関する書類が届いた際は速やかに福祉事務所に申告してください。

なお、福祉事務所に申告なく年金を費消した場合は不正受給となり、生活保護法第78条に基づく費用徴収となりますのでご注意ください。

以上のことにつきまして、貴福祉事務所担当_____氏より説明を受け、理解しました。

平成 年 月 日

住所

氏名

㊞

門真市福祉事務所長様

(参考) 生活保護法

第63条 被保護者が、急迫の場合等において資力があるにもかかわらず、保護を受けたときは、保護に要する費用を支弁した都道府県又は市町村に対して、すみやかに、その受けた保護金品に相当する金額の範囲内において保護の実施機関の定める額を返還しなければならない。

第78条 不実の申告その他不正な手段により保護を受け、又は他人をして受けさせた者があるときは、保護を支弁した都道府県又は市町村の長は、その費用の全部又は一部を、その者から徴収することができる。